



ジェイアイの日帰り保険

行事参加者の傷害危険補償特約セット普通傷害保険



2014年4月
改定版

楽しい1日のために…

万一の事故に対する備えは必要です

こんな時
「日帰り保険」なら
安心です。



CASE 1 バスが交通事故に巻き込まれてケガをした!



CASE 2 ソフトボール大会で、滑り込んでケガをした!

他にもこんな例が…

- 子供会のバーベキューでヤケドをした!
- ママさんバレー大会でつき指をした!
- 町内会主催の初詣ツアーで人ごみに押されてケガをした!
- みかん狩りの最中、つまずいて足を骨折した!
- 運動会のリレーでアキレス腱を切った!

日帰り保険の特長

集合から解散まで 20名から参加者全員の傷害事故を補償します。

特長

1

1日の参加者が**20名以上**の日帰り旅行・行事が対象となります。

特長

2

一人当たり、わずかな保険料で**参加者全員**をお守りします。

特長

3

集合から解散まで^(注)の行事参加中の傷害事故を補償します。

(注) 行事の内容・活動日・場所に関する資料と、参加者全員の氏名・年齢・性別が記載されたリストのご提出をいただける場合には、集合場所(解散場所)と自宅との往復途上におけるケガも補償することができます。ご希望の場合は、申込書備考欄に「往復途上傷害危険補償特約」の記載と、参加者全員の氏名・年齢・性別が記載されたリストを申込書に添付してください。詳しくは弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

● 詳細は裏面の「ご契約いただく日帰り保険の概要」をご参照ください。

わずかな負担で ご参加の皆さまをバックアップ

ご契約タイプ一覧表

1日の行事参加者数が20名以上500名未満の場合のご契約タイプ例です。
500名以上の場合は申込書裏面のご契約タイプ一覧からご選択ください。

対象となる行事内容

右に記載の行事以外に
つきましては、ご照会ください。

バス旅行（観光）、ハイキング、各種果物狩り、納涼大会、パーティー、海水浴、潮干狩り、お花見、参拝、見学会、写生会、講演会、映画鑑賞、開会式・卒業式等の式典、ソフトボール、バレーボール、ゲートボール、フォークダンス、ボウリング、観劇
…など

運動会、軟式野球、陸上競技、ジョギング、フィールドアスレチック、アイススケート、ハンドボール、乗馬、剣道、船上パーティー、納涼船、防災訓練（一般市民・学童等）、遊覧船、ライン下り、マラソン
…など

スキー、硬式野球、サッカー、ラグビー、柔道
…など

上記行事で船を使用する場合は201、202、203から選択ください

ご契約タイプ		107	201	202	203	301	302
1名あたり 保険金額（ご契約金額）	死亡・後遺障害保険金額	2,660万円	419万円	624万円	830万円	415万円	626万円
	入院保険金日額	5,000円	2,000円	3,000円	4,000円	2,000円	3,000円
	手術保険金*	入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍を、それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍をお支払いします。					
	通院保険金日額	2,500円	1,000円	1,500円	2,000円	1,000円	1,500円
	お支払いいただく金額 （1名あたり・1日につき）	100円	100円	150円	200円	200円	300円

●詳細は裏面の「ご契約いただく日帰り保険の概要」をご参照ください。

●上記保険料には団体割引5%が適用されています。

●行事の内容によってはお引受けができない場合もあります。（例）航空機を利用する行事・宿泊（車中泊）を伴う行事

※手術保険金は、事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、その傷害の治療のために所定の手術を受けた場合に手術保険金をお支払いします。（入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍を、それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍をお支払いします。）

用語の説明

■お申込人（ご契約者）……………行事を開催するまたは行事に参加する企業や、学校、町内会等の団体がお申込人となります。

■被保険者（保険の対象となる方）…行事に参加する方全員となります。（一部の方を除外することはできません。）

■ご注意 行事の実施日が変更になったり、中止になる等の場合には、至急弊社代理店もしくは弊社までご連絡ください。

20名以上の団体で日帰りのイベントを企画したら、ぜひ、安心も1日分ご用意ください。
予定が決まりましたら、お早めに弊社代理店もしくは弊社までお申付けください。

ご契約いただく日帰り保険の概要

ご契約に際しては、重要事項説明書、個人情報の取扱説明書およびご契約内容確認事項を必ずご覧ください。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害（基本契約）	死亡金 保険証券（契約証）記載の行事に参加中の事故によるケガ*が原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人にお支払いします。 注 後遺障害保険金をお支払いしている場合には、既にお支払いした後遺障害保険金を控除した残額となります。	1. 次の①～⑩のいずれかによって生じたケガ ① 保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ② けんか、自殺、犯罪行為 ③ 被保険者による自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用し ての運転 ④ 脳疾患、疾病、心神喪失 ⑤ 妊娠、出産、早産、流産 ⑥ 外科的手術（事故による傷害の治療*を除く） ⑦ 戦争・革命などの事変や暴動 ⑧ 地震、噴火、これらによる津波 ⑨ 核燃料物質による事故または放射能汚染 ⑩ ビッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、リュージュ、ポブスレー、スケルトン、航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機など）搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動 ⑪ 自動車、オートバイ、モーターボート等による競技、競争、興行、試運転 2. むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見（検査等によって認められる異常所見）のないもの など
	後遺障害保険金 保険証券（契約証）記載の行事に参加中の事故によるケガ*が原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、死亡・後遺障害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。	
	入院金 保険証券（契約証）記載の行事に参加中の事故によるケガ*が原因で、入院した場合	入院の日数に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。 注 入院保険金が支払われる期間中、別の事故により新たにケガ*をされても入院保険金は重複してお支払いできません。	
	手術金 保険証券（契約証）記載の行事に参加中の事故によるケガ*が原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、その傷害の治療のために所定の手術を受けた場合	入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍を、それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍をお支払いします。 注 1事故につき1回の手術に限ります。	
通院金 保険証券（契約証）記載の行事に参加中の事故によるケガ*が原因で、通院（往診を含みます。）した場合	通院の日数に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に限り、90日分を限度とします。 注1 通院保険金が支払われる期間中、別の事故により新たにケガ*をしても通院保険金は重複してお支払いできません。 注2 入院保険金が支払われる期間中の通院に対しては、通院保険金はお支払いしません。		

用語の説明

被保険者：保険の対象となる方をいいます。

ケガ*：急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

治療*：医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

この保険では「地震・噴火、これらによる津波によるケガ」は、補償の対象となりませんのでご注意ください。

対象となる行事は

1日の参加者が20名以上の各種行事が対象となります。開催日数が2日以上の場合は、1日あたりの参加者平均人数が20名以上であることが必要です。（ご注意）行事の内容によっては、保険契約のお引受けができない場合もあります。詳しくは、弊社代理店または弊社にご照会ください。

ご契約方法

行事に参加する方（行事参加者）全員を被保険者としてご契約いただけます。一部の行事参加者を除外してご契約いただくことはできません。ただし、次の例のように、全行事参加者の一部として行事に参加する団体（行事参加団体）または複数の行事参加団体の行事参加者全員を被保険者としてご契約いただくことは可能です。

<例>東京都少年野球大会（行事）に参加する多摩地区少年野球連盟（行事参加団体）所属の参加者全員を被保険者とする契約。

名簿の提出に関して

「往復途上傷害危険補償特約」をセットしない場合には、保険金請求の際に参加者全員の氏名・年齢・性別が記載された名簿の提出が必要となります。「往復途上傷害危険補償特約」をセットする場合には、ご契約時に参加者全員の氏名・年齢・性別が記載された名簿の提出が必要となります。

お申込みにあたって

このパンフレットは日帰り保険（行事参加者の傷害危険補償特約セット普通傷害保険）の概要をご紹介します。ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』もよくお読みください。また、詳しくは『日帰り保険（行事参加者の傷害危険補償特約セット普通傷害保険）』のしおり（傷害保険普通保険約款・特約）をご用意しておりますので、必要に応じて、弊社代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

ご契約者と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務をおこなっております。したがって弊社代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

引受保険会社

取扱代理店



〒102-0082 東京都千代田区一番町20-5 <http://www.jihoken.co.jp>

この保険に関するお問い合わせは右記取扱代理店または下記へ

☎0120-877030

一部お繋ぎできないIP電話等からは03-3237-2921をご利用ください。

【受付時間】午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）